

# 空き家等を活用した 地域活動・交流拠点認定制度

## ■趣旨

地域自治組織等が、空き家等を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に資する活動を実施している場合に、活用されている空き家等を地域活動・交流拠点として認定し、当該活動が持続的な取り組みとなるよう支援する制度です。

※地域自治組織等とは、廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、本市がまちづくりのパートナーとしている地域自治組織(28 団体)及びこれと連携関係のある区域内の任意の団体又は法人をいいます。

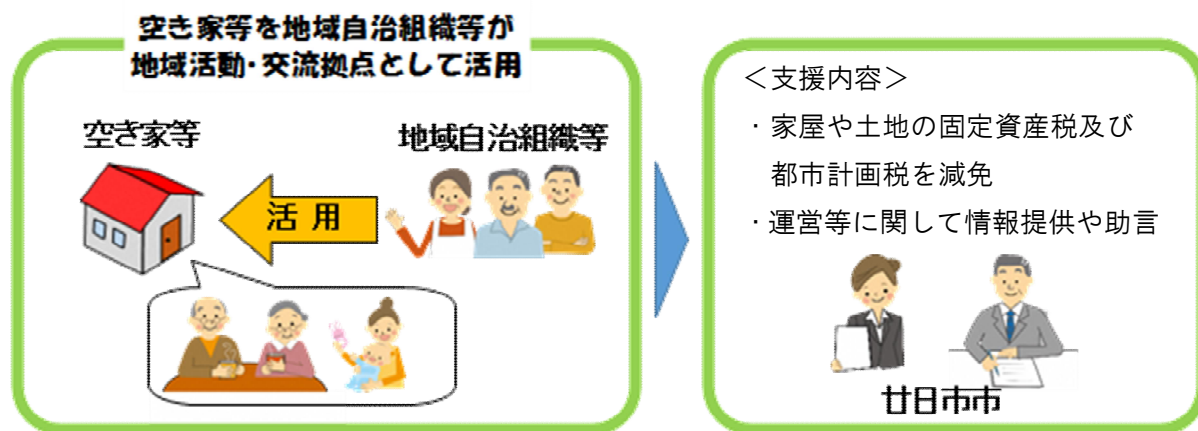
## ■ 支援内容

- 空き家等にかかる固定資産税・都市計画税の減免措置
- 地域活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言の実施

## ■ 認定要件（主なもの）

- ・ 認定申請できる団体は、地域自治組織に限ります(活動団体が地域自治組織と異なる場合は、活動されている地区の地域自治組織から申請してください)。
- ・ 地域自治組織等が空き家等の所有者と契約期間が1年以上の無償使用の契約を締結していること。
- ・ 床面積がおおむね30平方メートル以上であること。
- ・ 認定を受けようとする空き家等が、地域自治組織の活動範囲内に所在すること。
- ・ 申請日が属する年の1月1日から申請日までの間、次の3点を満たすこと。
  - (1) 地域住民の誰もが利用可能であること。
  - (2) 月3回以上使用されていること。
  - (3) 1月あたり延べ50人以上の利用があること。

## ★空き家等を活用した地域活動・交流拠点支援制度のイメージ図



## ■ お問い合わせ先

地域振興課  
廿日市市下平良一丁目11番1号  
TEL : 0829-30-9137

